

【制度全般について】

番号	質問	回答
1	ポジティブリスト制度とはどのような制度ですか	食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度というのは、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度です
2	食品に残留する農薬等に関する規制が現行からどのように変わるのですか	食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)については、これまで食品衛生法第11条に基づき残留基準を設定し、その安全確保を図ってきたところです。しかしながら、現行の規制では食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等を含む食品については規制が困難な状況にありました。本制度の導入により全ての食品について、残留基準が定まっていない場合には、一定の量以上の農薬等を含む場合については販売等を禁止されることとなります。
3	ポジティブリスト制度が導入された経緯について教えてください	食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物については、これまで食品衛生法第11条に基づき残留基準を設定し、その安全確保を図ってきたところです。しかしながら、従来の規制では残留基準が設定されていない農薬等を含む食品に対する規制は困難であるという問題があり、残留農薬の規制について平成7年の食品衛生法改正の際に、衆参両議院において今後ポジティブリスト制度(残留基準が設定されていない農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度)の導入の検討をする旨の付帯決議がなされました。また、その後も、輸入食品の増大や食品中への農薬等の残留に関する消費者の不安が高まりなどから、その規制強化が求められていました。 このような状況を踏まえ、平成15年5月の法改正において、ポジティブリスト制度が公布後3年以内(平成18年5月末まで)に導入することとされました。
4	いつから施行されるのですか	平成15年5月の法改正において、ポジティブリスト制度が公布後3年以内(平成18年5月末まで)に導入することとされました。その後、平成17年11月16日厚生労働省政令により平成18年5月29日から施行することとされました。
5	ポジティブリスト制度の対象となる物質は何ですか	①農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定するもの)、 ②飼料添加物(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第2項に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられるもの)、 ③動物用医薬品(薬事法第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質)でそれぞれ代謝物などその物質が化学的に変化して生成した物質を含めます。しかしながら、これらの物質であっても人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は本制度の対象外となります。 (対象外物質の項を参照) 参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/051129-1b.pdf
6	ポジティブリスト制度の対象となる食品は何ですか	本制度は、生鮮食品、加工食品を含めすべての食品が対象となります。
7	食品添加物は本制度の対象となりますか	食品添加物は本制度による規制の対象ではありませんが、一般に食品として流通しているものを添加物として使用されたものは本制度の対象となります。
8	環境汚染物質は本制度の対象となりますか	ポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について規制する制度であり、原則として、農薬等としての使用が認められる物質でない限り、必ずしも規制の対象とはなりません。
9	本制度についてこれまでの審議の経緯について教えてください	ポジティブリスト制度の導入に向けて、平成15年6月から薬事・食品衛生審議会等において検討を開始しました。詳細な審議の経緯は以下のとおりです。 平成15年6月～8月 薬食審での審議開始、部会審議2回 平成15年10月 第1次案公表 意見募集(3ヶ月) 平成16年4月～8月 薬食審部会での審議 4回 平成16年8月 第2次案公表 意見募集(3ヶ月) 平成16年12月～平成17年5月 薬食審部会での審議 5回 平成17年4月～6月 内閣府食品安全委員会 調査審議 3回 平成17年6月 最終案公表 意見募集(2ヶ月)WTO通報(9週間) 平成17年9月 薬食審部会での審議 2回 薬食審食品衛生分科会へ諮問 平成17年10月 薬食審食品衛生分科会での審議、答申 平成17年11月 内閣府食品安全委員会 調査審議 2回 平成17年11月29日 厚生労働省告示

番号	質問	回答
10	本制度の導入について内閣府食品安全委員会で調査審議が行われたと聞きましたが内容を教えてください	<p>内閣府食品安全委員会において、平成17年4月14日及び同月21日、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第1項第5号の規定に基づき食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に関する調査審議が行われました。そして、同月28日、厚生労働大臣に対し、食品の安全性確保に関する観点から留意すべきと考えられる事項について、次の意見が提出された。</p> <p>①本制度の導入に伴い新たに基準を設定すべき物質について、再点検すること。 ②新たに基準を設定した物質のリスク評価計画を策定し、食品安全委員会の了承を得ること。 ③対象外物質として指定された物質について、設定根拠を明確にすること。 ④新たに基準を設定した物質に係る検査が可能となるよう、分析方法を策定すること。 ⑤本制度が食品の安全性の向上に貢献することについて国民が理解できるよう積極的なリスクコミュニケーションに努めること。⑥本制度の導入に向けた手続きの各段階で、食品安全委員会へ報告すること。</p> <p>その後、平成17年11月17日及び11月24日に内閣府食品安全委員会で厚生労働省からの回答案についての調査審議を経て、平成17年11月28日、厚生労働大臣から食品安全委員長に対し、厚生労働省の対応状況について回答を行いました。</p> <p>(参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/051128-1.pdf)</p>
11	この制度の周知についてどのようなことが行われていますか	<p>ポジティブリスト制度の導入に向けて、平成15年6月から公開の薬事・食品衛生審議会等において検討を行い、平成15年10月、暫定基準(第1次案)を公表した後、平成16年8月、一律基準(案)、対象外物質(案)及び暫定基準(第2次案)を公表、平成17年6月、一律基準(案)、対象外物質(案)及び暫定基準(案)の最終案を公表し、国内外からの意見を募集しました。</p> <p>また、平成17年4月に公表した平成17年度リスクコミュニケーション事業運営計画において、「輸入食品の安全対策と残留農薬等のポジティブリスト制度の導入」を基本テーマとして全国8カ所で意見交換会の開催しており、これまでに福島県、愛知県、千葉県、山口県、北海道、京都府、鹿児島県、新潟県において開催しました。</p> <p>このほか、食品関係団体や消費者団体等が開催する本制度に関する勉強会やセミナー等に積極的に参加し、本制度の周知に努めているところです。このほか、農林水産省においても、周知の取組みを実施しています。</p>
12	海外の国々への情報提供についてどのようなことを行っていますか	<p>厚生労働省では、食品衛生法に基づく規格基準の改正等を行う場合には、食品輸入円滑化会議を開催し、在京の各国大使館のご担当の方に改正内容の説明と意見聴取を行っています。本制度に関しても平成15年の法改正の段階から都度説明を行うとともに、本制度の導入に伴う新たな基準等の案を提示し意見を聴取してきました。また、WTO/SPS協定に基づくWTO通報を行い、広く情報提供を行うとともに意見を聴取してきました。さらに、輸入量が多い国等に対しては現地での説明会等もおこなっています(中国、タイ)。</p>
13	農薬等の名称は何に基づく名称ですか	<p>食品衛生法の規定にある農薬の名称については、ISO(International Standards Organization)名を優先して使用することとしており、農薬取締法における登録名とは異なりますが、標記に誤りがあるわけではありません。食品衛生法では、田畑などで散布する農薬ではなく、食品中に残留する農薬(代謝物を含む)を規制していますので、分析対象が田畑などで散布する農薬名と異なることはやむを得ないと考えています。また、農薬の中には違う商品名であっても同じ有効成分を含むものや、一つの農薬の中に複数の有効成分を含むものもあるため、商品名で管理しようとした場合、そのような問題があることを考慮して下さい。</p>
14	この制度の導入により、農薬の使用方法や使用可能な農薬の種類などが変わりますか	<p>本制度は食品中の農薬等の残留基準に関する制度であり、農薬等の使用の規制に関するものではありません。農薬の使用等に関しては農薬取締法(昭和23年法律第82号)で規制されており、本制度の施行により使用方法や使用可能な農薬の種類が変わるものではありませんが、従来と同様生産現場での農薬の管理が重要となります。</p>
15	この制度が施行されると残留基準が設定されていない農薬を含む食品の輸入はできなくなるのですか	<p>残留基準が設定されていない農薬等を含む食品については一律基準(0.01ppm)が適用され、それを超えない量を含む食品であれば輸入は可能です。</p>
16	本制度の導入でこれまで通知等で示されていた、暫定残留規制値及び暫定許容基準等の扱いはどうなりますか	<p>本制度の導入にあたり、これまで通知等で示していた暫定残留規制値及び暫定許容基準等については、必要に応じ新たに設定する残留基準と整合性を図るとともに、関係する通知については平成18年5月29日(本制度の施行日)をもって廃止することとしています。</p> <p>(参考: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/051129-3.pdf)</p>
17	基準が設けられた物質すべての検査が必要ですか	<p>残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を生産者や食品事業者等に義務付けるものではありません。</p> <p>従来からの残留農薬等に対する取組みと同様、信頼できる事業者と取引をする、使用される可能性のある農薬等の種類や方法、残留基準違反事例の有無などを確認する、必要に応じ残留状況について分析する、などの取組みが原材料の安全性の確保のために必要になると考えられます。</p> <p>したがって、必要な検査体制については個々の事業者により自ずと異なると思われます。</p>

番号	質問	回答
18	流通業者から、基準が設けられた物質すべての検査を求められた場合はどうすればよいですか	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。 従来からの残留農薬等に対する取組みと同様、信頼できる事業者と取引をする、使用される可能性のある農薬等の種類や方法、残留基準違反事例の有無などを確認する、必要に応じ残留状況について分析する、などの取組みが原材料の安全性の確保のために必要になると考えられます。
19	食品製造用等に用いられる水(いわゆる「飲用適」の水)は、ポジティブリスト制度の対象となりますか	食品製造に使用される水は、一般的に水道法等の規制を受けることとなりますので、本制度の対象とは考えていません。
20	清涼飲料水の原水は、ポジティブリスト制度の対象となりますか	清涼飲料水の原水については食品衛生上の個別の規格基準で整理されているので、本制度の対象にはなりません。
21	天然の魚介類から農薬等が検出された場合はどうなりますか	ポジティブリスト制度の対象は全ての食品であり、天然や養殖の別は関係ありません。農薬等が検出された場合は、その種類及び量を残留基準に照らして法適合性を判断することとなります。
22	厚生労働省から各業界に「検査の必要性はない」と通知する予定はありますか	検査の項目や頻度については、使用された農薬等の残留の可能性に基づき、個々の事業者が判断するものと考えます。
23	検査・分析を行えば食品の安全は担保できますか	実際に販売に供される食品全てを検査・分析することは不可能であり、また、対象となる農薬等が不特定多数に上ることからも、検査・分析のみをもって管理することは出来ないと考えられます。
24	生産者から適切な管理を行っている事実を証明してもらえない場合、購入者はどのような方法で確認をすればよいですか	ポジティブリスト制度を遵守するためには、農薬等の使用にあたっての適正な管理が大切です。上述のとおり、試験のみでは安全性を確認することは困難です。このことから、生産段階における農薬等に関する情報収集に努めていただけるようお願いいたします。
25	残留基準が定められている農薬等以外の農薬等が検出された場合、行政当局はどのように判断されますか	検出された物質がポジティブリスト制度の対象となる農薬等に該当するか否か、関係法規や社会通念等に照らして判断することとなります。農薬等に該当すると判断された場合、原則一律基準が適用されることとなります。
26	抗生物質及び合成抗菌剤であるか否かはどのように判断すればよいでしょうか	一般的に、「抗生物質」とは、微生物により生産され微生物の発育を阻止する物質であり、「合成抗菌剤」とは、細菌をはじめとする微生物に対して抗菌活性を示す化学物質で化学的に合成されたものとなります。
27	検疫所、自治体及び保健所に相談窓口等は設置されますか	国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針が策定されており、本指針において、食品衛生行政に関する疑問についても積極的に対応する旨定められています。検疫所においては、従来より、輸入相談の窓口が設置されています。